

一般競争入札による 山口県有財産売却のご案内

所在

下関市豊田町大字八道字山王1757番1
(長府警察署豊田中警察官連絡所)

山口県総務部管財課

【申込み・問合せ先】

山口県総務部管財課（財産活用班）

山口市滝町1番1号（山口県庁4階）

電 話 083-933-2228（直通）

FAX 083-933-2269

— 目 次 —

	ページ
1 山口県有財産の売払いについて（ご案内）	1
2 入札に関する注意事項	3
3 契約に関する注意事項	7
4 物件説明書	12
 5 様 式	
第1号様式 一般競争入札参加申込書	16
第2号様式 役員等名簿	17
第3号様式 代表者選任届	18
第4号様式 委任状	19
第5号様式 入札書	20
第6号様式 暴力団排除に関する誓約書	21

山口県有財産の売払いについて（ご案内）

1 財産の概要（詳細については、「物件説明書」（12頁）をご覧ください。）

物件 番号	4	最低入札価格		2, 996, 000円	
区分	所在地	家屋番号	地目、又は種類・構造	数量	備考
土地	下関市豊田町大字八道字山王1757番1	—	宅地	417.94㎡ (126.42坪)	実測面積
建物	下関市豊田町大字八道字山王1757番1	—	【事務所兼居宅】 木造スレート瓦葺平家建	91.50㎡	未登記
		—	【倉庫】 木造スレート葺平家建	9.00㎡	

2 現地説明会

入札に先立ち、現地の状況や境界等について、また、入札の実施方法や契約手続等についてご説明するための現地説明会を開催します。

なお、雨天決行としますが、荒天の場合には開催しないことがありますので、お問い合わせください。

現地説明会予定日時
令和7年12月4日（木） 午前11時00分から（30分程度）

3 入札参加の申込み

この入札に参加を希望される場合は、事前の申込みが必要です。

「一般競争入札参加申込書」（16頁）に印鑑証明書等を添付して、次の期間内に郵送（「簡易書留」）提出してください。

なお、入札参加資格の確認のため、申込みを受けた情報の一部を警察当局へ提供します。

一般競争入札参加申込書を受け付けた後でも、申込者に入札参加資格がないことが判明した場合は、入札に参加することができません。

入札参加受付期間	提出先
令和7年12月4日（木）から 令和7年12月18日（木）まで （閉庁日（土、日曜日及び休日）は受付を行いません）	〒753-8501 山口県山口市滝町1-1 山口県総務部管財課（財産活用班） 受付時間：8時30分から17時15分まで 郵送による申し込みの場合は「簡易書留郵便」として 上記住所へ送付してください。 ※受付期間内の消印有効とします。

4 入札の実施日程

入札の実施日時及び会場は次のとおりです。

入札に参加できる方は、事前に申込みされた方のみです。

なお、入札当日の受付終了時間までに入札会場に参集されなかったときは、入札を辞退されたものとして取り扱います。

「入札に関する注意事項」（3頁）を参照の上、当日ご用意いただくものを持参してください。

入札実施日	入札時刻	入札会場
令和7年12月25日（木）	受付：午前10時30分から 午前11時00分まで 入札：午前11時00分から	下関市豊田町殿敷1892 下関農林事務所 別館会議室（小）

5 入札後の手続

（詳細につきましては、「**契約に関する注意事項**」（7頁）をご参照ください。）

ア 契約の締結

落札決定日の翌日から30日以内にご契約ください。

なお、ご契約時には、契約保証金（契約金額の10%）をお預かりするほか、契約書に貼付する印紙代をご負担いただくことになります。

イ 契約代金の支払

契約締結日の翌日から60日以内（ただし、契約締結日の翌日から3月20日までの日数が60日に満たない場合は、3月20日まで）にお支払いください。

ウ 所有権移転の登記等

【土地】

登記手続は県で行います。

登記手続自体についての手数料は不要ですが、登記の際必要となる登録免許税は購入された方のご負担となります。

【建物】

当該建物は公用建物として建築されたため、表示登記及び所有権保存登記は行っていません。建物を解体撤去せず、リフォームを実施するなどして継続使用される場合は、購入された方の費用負担により、表示登記及び権利登記を行っていただく必要があります。（不動産登記法第47条第1項において、「表題登記がない建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から一月以内に表題登記を申請しなければならない。」と規定されています。）

県は、現存する図面の提供など、可能な範囲で必要な協力を行います。表題登記等に必要な費用負担等については、県は対応いたしません。

エ 契約額（落札額）等の公表

県に第三者から問い合わせがあった場合は、公益性の観点から落札金額及び落札者を公表します。

入札に関する注意事項

入札に参加される方は、以下の内容を熟読のうえ、入札してください。

1 入札の流れ

入札は、次の順で行われます。

- (1) 受付
- (2) 入札保証金に係る手続
- (3) 物件の説明及び確認
- (4) 入札
- (5) 開札
- (6) 落札者の決定
- (7) 入札保証金の返還（落札できなかった方が対象です。）

2 入札参加資格

山口県有財産の一般競争入札は、日本国内に居住している成人の方であればどなたでも参加できますが、次の事項に該当する方は参加できません。

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実を山口県（以下「県」という。）において認めたときから3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 県との契約履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 県の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 県の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は県との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第234条の2第1項（監督又は検査）の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく県との契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでの規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 自己、自社又はその経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (5) 次のいずれかに該当する者
 - ア 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
 - イ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - エ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (6) 前記(3)～(5)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

3 代理人等による入札について

原則として、入札に出席された方が財産の購入者（県との契約者）となりますので、入札に出席される方と財産を購入（契約）される方が異なる次のような場合には、入札に出席される方の権限を明らかにするための委任状等が必要となります。「5 当日ご用意いただくもの」をご参照のうえ、ご用意ください。

- (1) 財産の購入者が法人となる場合で、従業員の方が入札に出席される場合
- (2) 財産を購入される方が入札当日に都合が悪く、代理人の方が出席される場合

4 入札にあたって付す条件

入札する物件については、売買契約書において次の用途制限が付されますのでご注意ください。

落札者は、落札物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本物件を第三者に譲渡し、若しくは本物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

なお、この用途制限の履行状況を確認するため、実地調査等を行うこと、また、違反した場合には違約金を請求することとします（詳しくは、「**県有財産売買契約書**」（9頁）をご覧ください。）。

5 当日ご用意いただくもの

(1) 入札に参加する全ての方にご用意いただくものは、次のとおりです。

ア 一般競争入札参加申込書（写）（事前に提出された申込書に県の受付印を押印したもの）

イ 入札保証金（現金又は金融機関の自己宛小切手（持参人払式）（下記のものに限る。））

【入札保証金について】

○ 入札保証金とは、入札の際に当日**入札されるご予約の金額の5パーセント以上**に相当する金額をあらかじめお預かりするものです。

本物件は、最低入札価格が2,996,000円ですので、例えば、2,996,000円で入札する場合は「2,996,000円×5%＝149,800円以上」、4,000,000円で入札する場合は「4,000,000円×5%＝200,000円以上」の入札保証金をご持参ください。

なお**入札保証金の20倍を超える額での入札は無効**となりますのでご注意ください。

○ 現金のほか、金融機関の自己宛小切手（持参人払式）を充てることができます。

「金融機関の自己宛小切手（持参人払式）」とは、手形交換所に加入している金融機関で原則山口県内にある本支店が「振出人」及び「支払人」となっていると同時に、振出日から起算して7日以内で、持参人払式のものに限りします。（入札者が「振出人」となっている小切手は、使用できません。紛失・盗難等の用心のため、線引きにされています。）

例)

小 切 手	
支払人→	山口県〇〇市〇〇町〇丁目 (株)〇〇銀行〇〇支店
	振出日 年 月 日 振出地 〇〇市
	振出金額 ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇※
	上記の金額をこの小切手と引替えに持参人へお支払いください。 拒絶証書不要
	(株)〇〇銀行〇〇支店 〇〇支店長 〇〇〇〇 印
	〇〇 1301 000X- 111

←振出人 (必ず金融機関)

○ 落札されなかった方には、入札保証金は入札終了後直ちにお返しします。

(落札された方へのお願い)

※入札終了後、入札会場の最寄りの金融機関（別紙「納付場所」に記載する金融機関に限る。）で入札保証金の納付手続きを行いますので、ご同行をお願いします。小切手で納付された方について、手数料が必要となった場合は、大変恐れ入りますが、ご負担をお願いします。

※納付手続終了後、領収書は交付した保管証書と引き換えにお渡しいたします。

(2) 以下のものは、購入される方が個人であるか法人であるか、また、実際に入札に出席される方が本人であるか代理人であるかによって、ご用意いただくものが異なりますので、お間違えのないよう、以下の表を参考にご用意ください。

購入者	入札出席者	印鑑(実印)	印鑑証明書(注1)	権限関係の書類(本人確認)	収入印紙
個人	本人	不要	(入札申込時に提出済)	不要	不要
	代理人	不要	不要	①委任状(注2) ②社員証(顔写真入り)、運転免許証、マイナンバーカード等(コピー不可)(注3)	不要
法人	代表権者	不要	(入札申込時に提出済)	不要	要(注4)
	代理人	不要	不要	①委任状(注2) ②社員証(顔写真入り)、運転免許証、マイナンバーカード等(コピー不可)(注3)	要(注4)
共同購入	代表者	不要	(入札申込時に提出済)	(入札申込時に代表者選任届提出済)	(注4)

注1 印鑑証明書は発行日から3ヶ月以内のものとしてください。

注2 購入者が個人の方で入札に代理人が出席される場合、又は、購入者が法人で入札には代表権のない方(従業員等)が出席される場合は、「委任状」(19頁)を次のとおり作成してください。

注3 本人確認書類について、顔写真入りでない場合は、健康保険証、介護保険証、年金手帳、公的機関発行の資格証明書等で確認させていただきます(コピー不可)。

注4 購入者が法人の場合は、200円の収入印紙をご用意ください。

この収入印紙は、落札者以外の方を対象に入札保証金を返還する手続に使用します。

6 入札について

(1) 物件内容の最終確認

物件説明書兼確認書(民間でいう重要事項説明書に代わるもの)により、物件内容について最終的なご確認をいただき、自署で記入していただきます。

(2) 入札書について

入札書は、原則として入札当日に会場で配付する所定の様式をご使用ください。

(3) 入札書の記入方法

ア 入札書には、入札出席者の住所、氏名(法人にあってはその名称及び代表者氏名)を記入してください。

イ 入札金額の記載は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

ウ 入札金額は、公表している最低入札価格以上の金額を記入してください。

エ 記入に当たっては、黒色又は青色の万年筆又はボールペンを使用してください。

オ 一度記入した入札金額の訂正はできません。

金額の変更や訂正がある場合は、新しい入札書に書き直してください。

(4) 入札書の提出

提出済みの入札書は、その理由のいかんにかかわらず、書換え、引換え、撤回を行うことはできませんので、提出前によくご確認ください。

(5) 無効な入札

次の入札は無効となります。

ア 入札参加資格のない者がした入札

イ 指定の時刻までに提出しなかった入札

ウ 所定の入札書によらない入札

エ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

オ 入札者又は代理人の記名がない入札

カ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札

キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札

ク 入札書の金額、氏名又は重要な文字が識別し難い入札

ケ 入札金額を訂正した入札

コ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

サ 指定の日時までに事前申込みをしなかった者がした入札

7 開札及び落札者の決定等

(1) 開札

開札は、全員の入札書提出が終了するか所定の時刻が経過した後、その場で直ちに行います。

(2) 落札者の決定

県が予め定める予定価格以上の額の入札のうち、最高額で入札された方を落札者とします。
なお、最高額が最低入札価格以上であり、その最高額で入札した者が2者以上ある場合（同額の場合）は、該当者においてくじ引きにより落札者を決定することとなります。

8 契約の締結

(1) 契約締結期限

落札された方は、落札日の翌日から30日以内に県との間で県有財産売買契約を締結していた
だくこととなります（契約内容の詳細については、「**契約に関する注意事項**」（7頁）を参照し
てください。）。

この期限までに契約を締結されない場合は、落札は無効となります。

(2) 入札保証金について

契約締結までの間は、入札保証金は県で保管します。

入札保証金は、契約締結時に県がお預かりする契約保証金の一部に充当することとなります。

なお、契約締結期限までに契約を締結されず落札が無効となった場合には、入札保証金はお返
しできませんのでご注意ください。

9 その他

- (1) 入札参加資格の確認のため、申込みを受けた情報の一部を警察当局へ提供します。なお、一般競争入札参加申込書を受け付けた後でも、申込者に入札参加資格がないことが判明した場合は、入札に参加することができません。
- (2) 入札当日の受付終了時間までに入札会場に参集されなかったときは、入札を辞退されたものとして取り扱います。
- (3) この「**入札に関する注意事項**」に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び山口県会計規則の定めるところによって処理します。

契約に関する注意事項

1 契約書の書式

契約は、9 頁の県指定書式により締結していただくこととなります。

2 契約期限

契約は、令和 8 年 1 月 2 3 日(金)までに締結していただくこととなります。

3 契約保証金

(1) 契約保証金の額

契約時には、落札価格の 10 パーセントに相当する額を、契約保証金としてお預かりすることとなります。

(2) 入札保証金の充当

この契約保証金には入札保証金を充当し、契約保証金と入札保証金の差額を契約締結時にお預かりすることとなります。

4 契約代金の納期限等

(1) 契約代金の納期限

契約代金は、契約締結日の翌日から 60 日以内（ただし、契約締結日の翌日から 3 月 20 日までの日数が 60 日に満たない場合は、3 月 20 日まで）にお支払いいただくこととなります。

(2) 契約保証金の充当

この契約代金には契約保証金を充当し、契約金額と契約保証金の差額を納期限までにお支払いいただくこととなります。

(3) 契約代金の納入方法

契約代金は、県の発行する納入通知書により、所定の金融機関からお支払いください。

(4) 契約代金が納期限までに支払われなかった場合の取扱

契約代金が上記期限までに支払われなかった場合には、契約は解除されることがあります。この場合、契約保証金はお返しできませんので、納期限には十分ご注意ください。

5 契約に要する費用

契約書に貼付する印紙代は、購入された方のご負担となります。

6 所有権の移転及び登記等

(1) 所有権の移転

本物件の所有権は、契約代金が支払われた時点で県から購入された方に移転します。

(2) 所有権移転登記

【土地】

登記手続は県で行い、登記完了後登記識別情報をお渡しします。

なお、登記の際に、住民票又は法人登記簿謄本の写しを法務局に提出します。

【建物】

当該建物は公用建物として建築されたため、表示登記及び所有権保存登記は行っていません。建物を解体撤去せず、リフォームを実施するなどして継続使用される場合は、購入された方に表示登記及び権利登記を行っていただく必要があります。（不動産登記法第 47 条第 1 項において、「表題登記がない建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から一月以内に表題登記を申請しなければならない。」と規定されています。）

(3) 登記に要する費用

【土地】

登記手続自体の手数料は不要ですが、登録免許税については、購入された方のご負担となります。

【建物】

表題登記等に必要な費用については、購入された方のご負担となります。

県有財産売買契約書（案）

県有財産の売買について、売出人 山口県（以下「甲」という。） と買受人（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結した。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる財産（以下「本物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受ける。

区分	所在地	家屋番号	地目、又は種類・構造	数量	備考
土地	下関市豊田町大字八道字山王1757番1	—	宅地	417.94㎡ (126.42坪)	実測面積
建物	下関市豊田町大字八道字山王1757番1	—	【事務所兼居宅】 木造スレート瓦葺平家建	91.50㎡	未登記
		—	【倉庫】 木造スレート葺平家建	9.00㎡	

（代金）

第2条 本物件の売買代金（以下「代金」という。）の額は、金 円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約締結と同時に契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金（以下「契約保証金」という。）のうち、金 円は、入札保証金を充当する。

3 契約保証金には、利息を付さない。

4 契約保証金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

5 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、契約保証金を代金に充当する。

6 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができるものとする。この場合においては、甲は、契約保証金を甲に帰属させるものとする。

（代金の支払）

第4条 乙は、代金のうち契約保証金を除いた金 円を甲の発行する納入通知書により令和 年 月 日（契約日の翌日から60日以内（ただし、契約締結日の翌日から3月20日までの日数が60日に満たない場合は、3月20日））までに甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第5条 本物件の所有権は、乙が代金を完納したときに乙に移転するものとする。

（所有権の移転の登記）

第6条 乙は、前条の規定により本物件の所有権が甲から乙に移転した後、甲に対して当該所有権の移転の登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく当該登記を登記所に嘱託するものとする。

2 前項の登記に要する登録免許税その他一切の費用は、乙の負担とする。

（未登記物件の表示・保存登記）

第6条の2 甲は本物件のうち、建物については未登記のまま引渡し、表示、保存登記は行わないものとする。

2 所有権移転後に乙が行う表示、保存登記について、甲はこれに協力するが、この費用は乙の負担とする。

（本物件の引渡し）

第7条 甲は、本物件の所有権が甲から乙に移転した後、速やかに本物件をその所在する場所において乙に引き渡すものとする。

（遅延利息）

第8条 乙は、第4条に定める期日までに代金を支払わなかったときは、当該期日の翌日から代金を完納する日までの期間の日数に応じ、その未支払金額に年3パーセントの割合を乗じて計算した金

額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(引渡し前の滅失)

第9条 この契約締結の時から第7条の規定による本物件の引渡しが完了する時までの間において、天災地変その他甲又は乙のいずれの責にも帰することのできない事由によって、本物件が滅失し、甲がこれを引き渡すことができなくなったときは、乙は売買代金の支払いを拒むことができ、甲又は乙はこの契約を解除することができる。

(契約不適合責任)

第10条 乙は、民法、商法及びこの契約の他の条項にかかわらず、引き渡された本物件が種類、品質、又は数量に関して契約内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

(用途制限等)

第11条 乙は、本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、本物件を第三者に譲渡し、若しくは本物件について地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をしてはならない。

(実地調査等)

第12条 甲は、前条に定める乙の義務の履行状況について随時実地に調査し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由がなくて前項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は前項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(用途制限義務等の違反に対する措置)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額を違約金として乙に請求することができる。

(1) 第11条の規定に違反したとき 当該違反を確認した時の本物件の価額の10分の3に相当する金額

(2) 前条第2項の規定に違反して正当な理由がなくて同条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ったとき 当該違反を確認した時の本物件の価額の10分の1に相当する金額

2 前項の違約金は、違約罰と解釈するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第11条の規定に違反したとき、又は乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、催告をすることなくこの契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(6) 前各号に該当する者の依頼を受けて契約を締結しているとき。

3 乙は、前2項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

4 乙は、甲が第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第15条 乙は、甲が前条第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、本物件を甲が定める日までに乙の負担において原状に回復してその所在する場所において甲に返還しなければならない。ただし、乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、本物件を現状のまま返還することができる。

(1) 本物件が乙の責めに帰することができない理由により滅失し、又は損傷したとき。

(2) 甲が本物件を原状に回復することが適当でないと認めたとき。

2 乙は、前項第2号に該当する場合で本物件が滅失し、又は損傷しているときは、本物件の滅損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の規定により本物件を甲に返還するときは、甲が定める日までに本物件の所有権の移転の登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第16条 乙は、甲が第14条第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、本物件に投じた有益費、必要費その他の費用があっても、これを甲に請求することができない。

(代金の返還等)

第17条 甲は、この契約を解除した場合は、乙が既に支払った代金を乙に返還するものとする。この場合において、代金には、利息を付さないものとする。

2 甲は、この契約を解除した場合において、乙が既に支払った第8条の遅延利息及び第13条の違約金を乙に返還しないものとする。

(損害賠償)

第18条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、その不履行が乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(返還する代金の相殺)

第19条 甲は、第17条第1項の規定により代金を返還する場合において、乙が甲に支払うべき第8条の遅延利息、第13条の違約金、第15条第2項の滅損額又は前条に規定する損害賠償額（以下「遅延利息等」という。）があるときは、返還する代金と遅延利息等を対等額をもって相殺するものとする。

(契約の締結に要する費用)

第20条 この契約の締結に要する費用は、全て乙の負担とする。

(疑義の解決)

第21条 この契約について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(履行の決定)

第22条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行について必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(管轄裁判所)

第23条 この契約に関する訴えの管轄は、甲の事務所の所在地を管轄する山口地方裁判所とする。

以上の契約締結の証として、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

年(年) 月 日

売出人 山 口 県

山口県知事

買受人

物 件 説 明 書

物件番号		4		最低入札価格		2,996,000円	
区分	所在地			家屋番号	地目、又は種類・構造	数 量	備考
土地	下関市豊田町大字八道字山王 1757 番 1			—	宅地	417.94㎡ (126.42坪)	実測面積
建物	下関市豊田町大字八道字山王 1757 番 1			—	【事務所兼居宅】 木造スレート瓦葺平家建	91.50 ㎡	未登記
				—	【倉庫】 木造スレート葺平家建	9.00 ㎡	未登記
土地の形状		間口約29.5m・奥行約14m、ほぼ台形の画地です。					
接面道路の幅員等		・敷地北東側で幅員約7mの舗装国道435号とほぼ等高に接面しています。 ・敷地南側で幅員約4.5mの舗装市道四辻宮の尾線と等高ないしは約0.5m高位に接面しています。					
法令等に基づく制限	都市計画区域	都市計画区域外		区域区分	—		
	用途地域	—		地域地区	—		
	建ぺい率	—		容 積 率	—		
	その他	・下関市景観計画区域（下関全域） ※詳細は下関市都市整備部都市計画課（電話083-231-1225）へお問い合わせください。 ・下関市屋外広告物条例の第2種特別制限区域 ※詳細は下関市都市整備部都市計画課（電話083-231-1225）へお問い合わせください。 ・宅地造成等工事規制区域 ※詳細は下関市都市整備部建築指導課（電話083-227-2477）へお問い合わせください。 〈法令等の制限については、申込者の責任において再度調査をお願いします。〉					
私道の負担等に関する事項		負担等の有無	無				
施設整備状況	施設名	事業所名			電話番号	配管等の状況	
	上水道	下関市上下水道局北部事務所			083-772-2410	使用に当たり、引込み・接続工事、費用負担等が必要となる場合があります。詳細については、左記事業者へお問い合わせください。	
	下水道	—			—		
	都市ガス	—			—		
	電 気	中国電力株式会社下関営業所			0120-612-530		
建物等の概要	建築年月日	【事務所兼居宅】平成12年2月8日					
	間 取 り	事務室、玄関、和室3部屋、浴室、洗面所、台所、便所等					
	そ の 他	掲示板、倉庫、門扉、塀、引き込みポール、浄化槽等					
近隣地域 交通条件 (道路距離) 道路条件 自然条件等 地的特性		・ブルーライン交通「八道」バス停 約250m ・豊田中公民館 約250m ・西市小学校 約2.5km ・地勢は平坦です。 ・近隣の標準的街路は、国道435号です。対象地前面は幅員概ね7m、アスファルト舗装、歩道なしであり、系統・連続性ともに優れています。 ・近隣地域は豊田町内、圏域中心部北西方の外れに存し、国道435号沿線に農地、原野、空き地等が広がる中に、農家住宅を中心として事業所等が介在してみられる農家集落地域です。					

備 考	・当該土地及び建物は、令和 6 年 3 月まで長府警察署豊田中警察官連絡所及びその敷地として使用していました。 ・建物は築後 25 年以上経過していることから、目視で確認できる部分のみにかかわらず、目視できない部分についても相応の経年劣化が見込まれます。したがって、建物や付属する電気設備、給排水設備等の各種設備を使用する場合は、購入者負担による点検、修繕、取り換え等が必要になります。 ・当該敷地に存在する建物他付属する設備、擁壁、掲示板、進入防止柵、引き込みポール等の工作物等すべて現況のままお引渡しします（県はこれらの点検、修繕、取替え、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等はいりません）。 ・敷地内に引き込まれている給水管を新たに使用される場合は、下関市上下水道局北部事務所へ手続が必要です（県は関係者との交渉・調整、費用負担等はいりません）。 ※詳細は下関市上下水道局北部事務所(電話083-772-2410)にお問い合わせください。 ・当該土地は、下水道事業計画区域外であることから下水道は使用できません。 ・土壌汚染、地下埋設物及び地盤及びシロアリに関する調査は実施していません。 ・アスベスト含有吹付材等について：使用状況は不明 ※売却後、石綿が発見された場合でも、撤去及びその費用については、県は対応いたしません。 ・昭和 56 年の建築基準法施行令改正以降に建築された建物であり、耐震診断は実施していません。 ・新築図面：有 ・検査済証：無 ・現況と図面が異なる場合は現況が優先します。図面が不足していること等によって生じる費用負担等について、県は対応いたしません。 ・擁壁等の構造物について、構造計算書等はありません。 ・当該土地内には、電柱 2 本が占有し、電線 1 条が上空を占有しています（県は、関係者との交渉・調整、費用負担等はいりません）。 ・当該建物は公用建物として建築されたため、表示登記及び所有権保存登記は行っていません。建物を解体撤去せず、リフォームを実施するなどして継続使用される場合は、購入者の費用負担により、表示登記及び権利登記を行っていただく必要があります。（不動産登記法第 47 条第 1 項において、「表題登記がない建物の所有権を取得した者は、その所有権の取得の日から一月以内に表題登記を申請しなければならない。」と規定されています）。 ・県は、現存する図面の提供など、可能な範囲で必要な協力を行いますが、表題登記等に必要となる費用負担等については、県は対応いたしません。
-----	--

物件番号	4	所在地	下関市豊田町大字八道字山王1757番 1
案内図及び現況写真			

物件番号

4

測量図等資料

地積測量図

1757-1

土地の所在

下関市豊田町大字八道字山王

求積表

地積	1757-1
測点名	境界線 ④
X1	X座標 Y座標 X座標 Y座標 Y座標 Y座標 Y座標 Y座標 Y座標 Y座標
X2	-197628.123 -10213.311 -8.743 893694.63073
X3	-197642.609 -10222.586 -14.913 1534445.425018
X4	-197643.038 -10222.587 -5.185 530954.62065
X5	-197647.794 -10220.601 -3.752 191192.21952
X6	-197648.828 -10220.614 -4.496 254081.664804
X7	-197650.330 -10218.572 -2.070 211581.251040
X8	-197650.898 -10219.172 3.972 -465908.498784
X9	-197648.308 -102191.804 11.024 -1126562.47206
X10	-197639.574 -102191.314 12.442 -1271464.328788
X11	-197633.566 -102205.401 11.751 -129018.722411
併面積	835.883743
面積	417.943715
地積	417.94 m ²

④・・・・・・各測点のある境界線

測量の基準	既知点の名称及び座標値	備考
測点名	点名 X座標 Y座標 座標	
世界測地系 (測地系2011)	2-40.23 -197617.703 -102057.742 真値	緯・度2-40.23
世界測地系 (測地系2011)	3-40.37 -197617.635 -101854.868 真値	緯・度3-40.37

引照点	X座標	Y座標
測点名	X座標 Y座標	
FT.1	-197655.892 -102193.140	
FT.2	-197640.994 -102231.218	

境界点	端点	後視点	距離	方位角
FT.1	FT.2	40.889	0° 00' 00"	
KK4		17.453	6-15-35	
KK5		13.816	9-22-52	
KK6		7.880	24-02-37	
KK7		5.038	76-15-03	
KK8		9.677	76-34-05	
KK9		16.122	75-08-08	
KK10		25.356	39-00-56	
FT.1	FT.2	40.889	0° 00' 00"	
KK1		18.228	293-42-44	
KK2		8.782	249-13-46	
KK3		8.772	352-05-36	

記号	境界線の種類	記号	境界線の種類
⑤	境界線	①	境界線
⑥	境界線	②	境界線
⑦	境界線	③	境界線
⑧	境界線	④	境界線
⑨	境界線	⑤	境界線
⑩	境界線	⑥	境界線
⑪	境界線	⑦	境界線
⑫	境界線	⑧	境界線
⑬	境界線	⑨	境界線
⑭	境界線	⑩	境界線
⑮	境界線	⑪	境界線
⑯	境界線	⑫	境界線
⑰	境界線	⑬	境界線
⑱	境界線	⑭	境界線
⑲	境界線	⑮	境界線
⑳	境界線	⑯	境界線
㉑	境界線	⑰	境界線
㉒	境界線	⑱	境界線
㉓	境界線	㉑	境界線
㉔	境界線	㉒	境界線
㉕	境界線	㉓	境界線
㉖	境界線	㉔	境界線
㉗	境界線	㉕	境界線
㉘	境界線	㉖	境界線
㉙	境界線	㉗	境界線
㉚	境界線	㉘	境界線
㉛	境界線	㉙	境界線
㉜	境界線	㉚	境界線
㉝	境界線	㉛	境界線
㉞	境界線	㉜	境界線
㉟	境界線	㉝	境界線
㊱	境界線	㉞	境界線
㊲	境界線	㊱	境界線
㊳	境界線	㊲	境界線
㊴	境界線	㊳	境界線
㊵	境界線	㊴	境界線
㊶	境界線	㊵	境界線
㊷	境界線	㊶	境界線
㊸	境界線	㊷	境界線
㊹	境界線	㊸	境界線
㊺	境界線	㊹	境界線
㊻	境界線	㊺	境界線
㊼	境界線	㊻	境界線
㊽	境界線	㊼	境界線
㊾	境界線	㊽	境界線
㊿	境界線	㊾	境界線

縮尺 1/500

申請人

山口県 山口県知事 村岡 嗣政

作成者

公益社団法人山口県公営住宅公社 土地家屋調査士協会
下関市長府安養寺三丁目3番1号
土地家屋調査士 福田 幸秀 (令和6年6月27日作成)

測量年月日 令和6年5月15日
座標系 世界測地系 (測地系2011) 3系

(第1号様式)

一般競争入札参加申込書

1 物件の表示

区分	所在地	家屋番号	地目、又は種類・構造	数量	備考
土地	下関市豊田町大字八道字山王1757番1	—	宅地	417.94㎡ (126.42坪)	実測面積
建物	下関市豊田町大字八道字山王1757番1	—	【事務所兼居宅】 木造スレート瓦葺平家建	91.50㎡	未登記
		—	【倉庫】 木造スレート葺平家建	9.00㎡	

この物件の売却に係る一般競争入札に参加したいので、山口県会計規則、一般競争入札による山口県有財産売却のご案内及び現況を承諾の上、下記のとおり申し込みます。

なお、本申込書及び添付書類の全ての記載事項について事実と相違ないこと、並びに入札参加資格を有していることを誓約します。

年 月 日

山口県知事 様

住 所

氏名又は社名
及び代表者名

(提出者名：)

電話番号

FAX番号

(注)

- ・自署で記入してください。法人等で自署できない場合は、提出者名を自署で記入してください。
- ・添付書類 ※3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
個人の方が購入される場合 … 住民票、印鑑証明書、暴力団排除に関する誓約書（第6号様式）
法人の方が購入される場合 … 法人登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）、
印鑑証明書、役員等名簿（第2号様式）、暴力団排除に関する誓約書（第6号様式）
複数の方が共同で購入される場合 … 代表者選任届（第3号様式）

受付印	受付番号
※	※

※欄は記入しないでください。

(第2号様式)

役員等名簿

法人名：_____

役職名 (法人、団体の場合)	ふりがな 氏名	性別	生年月日	住 所
ddaaiihh		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	
		男・女	明・大・昭・平 ・	

(注) ・法人及び団体にあつては、法人登記簿謄本に記載されている現在の役員全員（監査役含む）を記入してください。

・氏名には、ふりがなを付けてください。

・「性別」「生年月日」欄は該当する性、年号を○印で囲んでください。

(第3号様式)

代 表 者 選 任 届

年 月 日

山口県知事 様

私達は、この度、山口県所有の下記物件を共同買受けするため、代表者として

(住所) _____

(氏名) _____

を選任し、入札に関する一切の行為を代表させます。

なお、債務は各自連帯して負担します。

記

1 共同買受けしようとする物件

区分	所在地	家屋番号	地目、又は種類・構造	数量	備考
土地	下関市豊田町大字八道字山王1757番1	—	宅地	417.94㎡ (126.42坪)	実測面積
建物	下関市豊田町大字八道字山王1757番1	—	【事務所兼居宅】 木造スレート瓦葺平家建	91.50㎡	未登記
		—	【倉庫】 木造スレート葺平家建	9.00㎡	

2 共同買受人

住 所	氏 名
代表者	

(提出者名 _____)

(注)

- ・自署で記入してください。法人等で自署できない場合は、提出者名を自署で記入してください。
- ・添付書類 ※3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

個人の方が購入される場合 … 全員の住民票、印鑑証明書、暴力団排除に関する誓約書（第6号様式）

法人の方が購入される場合 … 全員の法人登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）、印鑑証明書、役員等名簿（第2号様式）、暴力団排除に関する誓約書（第6号様式）

(第4号様式)

委任状

下記物件売却の入札に係る一切の権限を_____に委任しましたので、連署をもってお届けします。

年 月 日

山口県知事 様

(委任者) 住 所 _____

氏名又は社名
及び代表者名 _____

委任状作成者名 ()
連絡先 ()

(受任者) 住 所 _____

氏名又は社名
及び代表者名 _____

(注)

- ・委任者欄…自署で記入してください。法人等で自署できない場合は、委任状作成者名を自署で記入してください。
- ・受任者欄…入札に出席される方の住所及び氏名を自署で記入してください。

記

物件の表示

区分	所在地	家屋番号	地目、又は種類・構造	数量	備考
土地	下関市豊田町大字八道字山王1757番1	—	宅地	417.94m ² (126.42坪)	実測面積
建物	下関市豊田町大字八道字山王1757番1	—	【事務所兼居宅】 木造スレート瓦葺平家建	91.50m ²	未登記
		—	【倉庫】 木造スレート葺平家建	9.00m ²	

(第5号様式)

入 札 書

入札 金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	件 名		県有財産売払い（土地及び建物）							
	所 在 地		下関市豊田町大字八道字山王1757番1							

山口県会計規則、一般競争入札による山口県有財産売却のご案内及び現況を承諾の上、上記のとおり入札します。

年 月 日

山口県知事 様

住 所 _____

氏名又は社名
及び代表者名 _____

(注)

- ・数字は算用数字を使用し金額の頭に¥を記入してください。
- ・代理人が入札に参加された場合は、住所及び氏名は代理人（受任者）名で記入してください。

暴力団排除に関する誓約書

☐ 私（個人の場合）

☐ 当社（法人の場合）

☐ 当団体（団体の場合） は、下記のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、役員等名簿を提出すること及び当該役員等名簿により当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

契約等の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- (6) 前記(1)～(5)に該当する者の依頼を受けていると認められる者

年 月 日

山 口 県 知 事 様

住所（又は所在地）

氏名又は社名及び代表者名

（提出者名： ）

（連絡先： ）

(注)

- ・自署で記入してください。法人等で自署できない場合は、提出者名を自署で記入してください。

納付場所

区 分			名 称
指 定 金 融 機 関			山口銀行本店・支店（県内・県外店舗可）
指定代理金融機関			西京銀行本店・支店（県内店舗限定）
			山口県信用農業協同組合連合会本所・支所
収納代理金融機関	県内店舗限定	銀 行	三井住友・ 広島・もみじ・伊予・福岡・西日本シティ
		信用金庫	萩山口・東山口
		信用組合	山口県・朝銀西・広島商銀
		労働金庫	中国労働金庫（柳井代理店を含む。）
		農 業 協同組合	山口県農業協同組合
		漁 業 協同組合	山口県漁業協同組合
	県内・県外店舗可	銀 行	みずほ銀行 ゆうちょ銀行及び郵便局
		信用金庫	西中国
	県外店舗限定	銀行	十八親和（下関支店に限る。） 北九州（本店営業部、門司支店、福岡支店、 八幡支店、戸畑支店、若松支店、三萩野支店、 八幡中央支店、赤坂門支店、博多駅東支店、 小倉東支店、西新支店、折尾支店、守恒支店、 八幡南支店、沼支店、天神支店、行橋支店、 大里支店に限る。）

※QRコードが付与された納付書は、従来どおり振込手数料はかかりません。